

入札説明書

令和7年札幌市告示第4134号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和7年10月3日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係
電話 011-211-2492 F A X 011-218-5114
E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

丘珠空港関連施設用地拡張にかかる基本検討業務

(2) 調達案件の仕様等 業務仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月27日まで

(4) 入札方法 総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」のうち中分類「測量業」「地質調査業」「土木設計・監理業」のいずれにも登録されていること。

(6) 本業務の管理技術者として、技術士（建設部門の港湾及び空港）、RCCM（港湾及び空港）、土木学会認定技術者（特別上級、上級又は1級）、博士（専門分野：空港に関する研究）のいずれかの資格をもつ者を従事させること。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階
札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係

電話011-211-2492 F A X 011-218-5114

- (2) 入札書の受領期限
令和7年10月15日（水）10時30分（送付による場合は前営業日必着）
- (3) 入札書の提出方法
入札書は、別紙の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
 - ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和7年10月15日（水）11時00分開札 丘珠空港関連施設用地拡張にかかる基本検討業務の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに令和7年10月15日（水）10時30分までに提出しなければならない。
 - イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に『令和7年10月15日（水）11時00分開札 丘珠空港関連施設用地拡張にかかる基本検討業務の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに令和7年10月14日（火）までに届くよう送付しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
 - ア 提出方法 「入札説明書等に対する質問票」（様式1）を用いて、電子メール又はファクシミリにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。
 - イ 提出先及び提出期限 上記2の契約担当部局へ、令和7年10月9日（木）17時15分までに提出すること。
 - ウ 回答の方法 質問を受理した日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ（<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>）に掲載する。
- (5) 入札の無効
本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
 - ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の指名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
 - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (8) 開札の日時及び場所

令和7年10月15日（水）11時00分
札幌市役所本庁舎5階 総合交通計画部事務室

(9) 開札

- ア 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会いを希望する場合は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人が立ち会う場合、入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う（送付による入札をした者がある場合は、別途日時を指定して再度入札を行う）。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

7 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 最低制限価格の設定 無
- (4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4の入札参加資格を有することを証する書類（下記(5)参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 落札結果の公表

入札結果については、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ (<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>) に掲載する。

- (5) 入札参加資格を有することを証する書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）
 - イ 競争入札参加資格認定通知書の写し
 - ウ 上記4(6)を確認できる資格者証等の写し
- (6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

 - ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
 - イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
 - ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (7) 契約書の作成
 - ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその10日後（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに契約書を取り交わすものとする。
 - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (8) 契約条項 別添のとおり
- (9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

 - ア 提出場所 上記2に同じ
 - イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。

丘珠空港関連施設用地拡張にかかる基本検討業務 特記仕様書

1 業務名

丘珠空港関連施設用地拡張にかかる基本検討業務

2 業務目的

札幌飛行場（以下、「丘珠空港」という）は札幌市中心部から6 km と近距離に位置し、そのアクセス性の良さから近年利用者数が伸びてきている状況にある。札幌市は令和4年11月に「丘珠空港の将来像」（以下、「将来像」という）を策定し、滑走路延伸を含めた様々な丘珠空港の機能強化について目指すべき姿を打ち出し、さらには令和7年3月に「札幌丘珠空港と周辺地域の共生に関する基本構想」（以下、「まちづくり構想」という）を策定し、丘珠空港を核としたまちづくりの構想実現に向けて取り組んでいるところである。

将来像においては丘珠空港の滑走路延伸を代表に様々な機能強化策が打ち出されているが、駐機場の増設や格納庫の設置といったターミナル機能の強化策は敷地拡張や基盤造成が伴うことから各種調整に困難を要しており、将来像の実現に向けては市が基本検討を行うことが急務となっている。

本業務では、ターミナル地域の区域拡張を伴う空港機能強化について、これまでの各種調整や検討を踏まえ、施設配置や用地造成手法等について整理検討するものである。

3 関連計画等

本業務の履行においては、本仕様書によるほか、下記の参考文献等に基づくものとし、関係諸法令、規則等の適用を受けるものについては、これに準拠するものとする。

（1）札幌市の関連計画等

「丘珠空港の将来像」（令和4年11月）

「札幌丘珠空港と周辺地域の共生に関する基本構想」（令和7年3月）

（2）札幌丘珠空港ビル㈱の関連計画

「札幌丘珠空港ターミナル施設基本計画（案）」（策定中）

本計画に関する情報は、計画策定の進捗状況に応じて委託者から適宜共有する。

4 業務内容

(1) 計画準備

業務着手にあたり、目的及び内容を事前に把握し、業務実施計画を立案する。

(2) 資料収集

① 既往資料収集

下記資料を各管理者より収集する。なお公表されていない資料を委託者以外から収集する場合は「**8 資料の貸与および成果品の取扱**」により適正な資料の取扱いを行うこと。業務履行中に追加で収集が必要となる資料が判明した場合は委託者と協議すること。

ア) 国土交通省東京航空局より、以下資料を収集する。

- ・丘珠空港の施設台帳
- ・丘珠空港ターミナル地区施設規模検討調査の業務報告書成果（令和6年3月）
- ・丘珠空港ターミナル地域機能向上検討調査の業務報告書成果（令和7年6月）

イ) 札幌市が管理する丘珠5号川、丘珠空港緑地の図面及び台帳資料を収集する。

② 関係者へのヒアリング

拡張区域への事業進出意志を調査するため、以下関係事業者へヒアリング調査を行い、各関係事業者の要望する施設規模及び配置内容を整理する。業務履行中に調査先が変更となる場合は委託者と協議すること。

JAL、HAC、FDA、トキエア、ANA、フジビジネスジェット(株)、中日本航空(株)、札幌市消防局、札幌商工会議所、

また、空港管制を行う丘珠駐屯地とヒアリング協議を行い、拡張用地での運用に係る航空規制の考え方を整理する。

(3) 拡張造成地における配置検討

拡張造成は丘珠空港の既設エプロン南東側への拡張を前提に検討する。拡張造成にかかる概略モデル図は委託者より貸与する。

① 制限表面の整理

拡張造成地における航空制限表面の設定を確認し整理すること。

② 拡張造成地と既設空港施設との接続

拡張用地造成にあたり、既設空港施設との接続に係る考え方を整理すること。

③ 配置案の検討

上記4(2)②及び4(3)①②の内容を踏まえ、拡張造成地内における配置案を複数案検討する。

(4) 拡張造成に係る周辺施設への影響検討

上記4(3)③の配置案を踏まえ、拡張用地の外側にある河川、緑地への影響を検討する。

① 河川：丘珠5号川

拡張造成する敷地外周沿いに切り回すことを基本とする。確保する河川敷地幅及び断面は現況流下能力確保を基本とする。

② 緑地：丘珠空港緑地

空港用地拡張及び河川の切り回しにより南東側緑地が減少することが想定されるが、想定影響部にある緑地の築山は騒音緩衝機能を有しているため、基本的に除却はしない。また

エプロンから南東側市街地をのぞむ際に、築山の投影形状が変化しないこととする。

(5) 拡張造成に係る基本検討

上記4(3)③で検討した配置案のうち、主要1案について貸与する概略モデル図を基に拡張造成に係る概略図面を作成する。ただし造成は基盤面までとし、上物の建築は各事業者による施工を想定している。

① 地盤改良

拡張造成部は軟弱地盤であることから地盤改良が必要となることが想定されるため、適用が想定される標準的な地盤改良工法について一覧表を作成する。なお検討に必要な土質資料及び柱状図は貸与する。

② 拡張造成部における施設の検討

拡張造成部における施設を一覧整理し、貸与する概略モデル図を基に概略図面(施設配置図)、概算数量の整理を行う。なお、概算数量の算出にあたっては計画平面図をもとに概略的に算出する。

<想定される施設の一例>

敷地内道路、上下水、電気、通信、ガス、各施設において特別に求められる施設等
※電気、通信は地下埋設を想定している。

③ 図面及び概略数量整理 [空港の用地拡張部]

拡張造成部の概略図面(計画平面図、標準断面図)ならびに概算数量の整理

④ 図面及び概略数量整理 [河川、緑地]

拡張造成による河川及び緑地の概略図面(計画平面図、標準断面図、横断面図)ならびに概算数量の整理

(6) 概算工事費と工程の検討

主要1案について概算工事費の算出と工事工程の検討を行う。

① 概算工事費

概算工事費算出にあたっては標準的な工事費単価(1mあたり、1㎡あたりなど)に基づき概略的に算出する。

- ・ 拡張造成に係る工事 ※上記4(5)③
- ・ 河川及び緑地の機能補償工事 ※上記4(5)④

② 工事工程

工事着手から竣工までの工事工程を検討する。工事工程の検討にあたっては工種ごとの積み上げる工程ではなく、一般的な工事工程を基に概略的(四半期単位)に検討を行う。

※1: 工種による冬期の施工可否を検討のうえ反映すること。

※2: 埋蔵文化財調査による影響を考慮すること。時期、期間については委託者より提示する。

5 業務の打合せ

(1) 業務の打合せ

業務の打合せ(協議・報告)については、業務着手時、中間報告2回、最終報告の計4回を想定している。打合せは対面形式を基本とするが、委託者と協議のうえ Google Chat、Microsoft Teams

等によるオンライン会議とすることができる。なお、打合せ等に必要な旅費については、本業務の委託費の範囲内で対応するものとする。

	回数
業務着手時	1回
中間報告	2回
最終報告	1回

(2) 打合せの時期および内容

業務の打合せの時期および内容については、委託者と協議の上、決定する。

6 成果品

(1) 電子納品

本業務は電子納品対象とする。電子納品の運用にあたっては、委託者と協議のうえ決定すること

(2) 成果品の提出

成果品は電子データを電子媒体（DVD-R）で正副2部提出する。成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

(3) 報告書の印刷製本

「紙」による報告書は製本2部を提出し、報告書の体裁は委託者と協議の上、決定する。

7 履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月27日（金）までとする。

8 資料の貸与および成果品の取扱

資料収集にあたっては委託者と資料収集先で事前調整を行ったうえ、受託者自らが資料収集先に対し必要資料を明確に提示したうえで資料収集するものとし、収集した資料は委託者と共有すること。

また、資料収集先から資料の守秘義務について提示を受けた場合には、委託者と協議のうえ、受託者と資料収集先との間で確認書を取り交わし、委託者に報告すること。

委託者からの貸与資料は委託者の許可無く複写または外部へ公表することは認めない。また、業務上得られた成果や情報については、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

9 業務体制等

- (1) 受託者は、本業務の内容等について十分理解し、その目的を達成するために最高の技術を発揮するとともに、委託者と密接に連絡が取れるよう、かつ、業務の円滑な進捗を図るため、必要な人員及び体制を常に整えなければならない。
- (2) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (3) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (4) 管理技術者は、下記のいずれかの資格を持っている者を置く。
 - ・ 技術士（建設部門・港湾及び空港）
 - ・ R C C M（港湾及び空港）
 - ・ 土木学会認定技術者は、特別上級、上級又は1級の資格保有者

- ・博士（専門分野：空港に関する研究）
 - ・またはこれらと同等以上の資格を持っている者
- (5) 受託者は、主要な内容の段階の区切り等に自主的に社内検査を行い、品質管理を行わなければならない。

令和7年度施工

積算書（見積参考）

役 務 名 丘珠空港関連施設用地拡張にかかる基本検討業務

本積算書は、発注者の業務計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積算定の参考として提示するものであり、契約上、これを拘束するものではありません。

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部

印紙
貼付

契 約 書

役務の名称 丘珠空港関連施設用地拡張にかかる基本検討業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- | | | |
|----------|-----------------|----|
| 1 契約金額 | 金 | 円 |
| | （うち消費税及び地方消費税の額 | 円） |
| 2 履行期間 | 年 月 日から | |
| | 年 月 日まで | |
| 3 契約保証金 | 「免除」又は「金 | 円」 |
| 4 その他の事項 | 別紙条項のとおり | |

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 札幌市
代表者 市長

受託者 住所
商号又は名称
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

（総則）

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約保証金）

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託の禁止）

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

（監督等）

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされ

役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

た場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第9条 受託者は、役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

役務—第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 役務が履行不能であるとき。
- (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
 - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めるときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用済み部分を除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履

役務―第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。